

令和 5 年 5 月 11 日全員協議会資料

こども未来部子育て応援課

「令和 5 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について

1 概要

国の「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策」において、食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給する。

国の方針では 5 月中の支給を目指しており、市においても対象者に速やかに支給できるように対応するもの。

2 対象者

【申請不要】

- ①令和 5 年 3 月分の児童扶養手当を受給するひとり親世帯
- ②令和 4 年度住民税非課税の子育て世帯で令和 4 年度の給付金を受給した子育て世帯

【要申請】

- ③家計急変により、児童扶養手当支給相当となったひとり親世帯、及び住民税非課税相当となった子育て世帯
- ④公的年金受給により令和 5 年 3 月分の児童扶養手当を受給していないひとり親世帯

3 給付額 児童 1 人当たり 5 万円

4 実施主体 島田市

5 対象世帯数及び対象児童数（見込み）

① ④	【児童扶養手当受給者】	500 世帯	約 800 人
②	【住民税非課税世帯（ひとり親世帯以外）】	300 世帯	約 450 人
③	【R4 家計急変（ひとり親世帯+その他世帯）】	100 世帯	約 150 人
合 計		900 世帯	約 1,400 人

6 事業費（予算専決処分により計上）

○給付金

① ④	【児童扶養手当受給者】	40,000 千円
②	【住民税非課税世帯（ひとり親世帯以外）】	22,500 千円
③	【R4 家計急変（ひとり親世帯+その他世帯）】	7,500 千円
合 計		70,000 千円

○事務費

・人件費（職員時間外、会計年度任用職員雇用等）	2,469 千円
・需用費（消耗品費、印刷製本費）	56 千円
・役務費（通信運搬費、その他手数料）	254 千円
・委託料（システム改修）	2,169 千円
合 計	4,948 千円

7 財源 国庫補助（10/10）

8 スケジュール

- 3月28日 国予算閣議決定
- 4月10日 国より通知
- 4月24日 島田市予算専決処分
- 4月27日 対象者①用のシステム改修
- 5月中旬 対象者①(児童扶養手当を受給するひとり親世帯)へ案内通知発送
- 5月中旬 対象者②用のシステム改修
- 5月下旬 対象者①(児童扶養手当を受給するひとり親世帯)へ支給
- 6月上旬 対象者②(非課税の子育て世帯)へ案内通知発送
- 6月中旬 対象者②(非課税の子育て世帯)へ支給
- 7月初旬 申請が必要な対象者③④の受付開始
- 2月29日 申請受付終了